（免許特定法人の届出）

第百九十二条　［略］

［2・3　略］

4　第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、引受社員の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一・二　略］

三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

［四・五　略］

5　［略］

（届出事項等）

第二百十一条の五十五　［略］

［2・3　略］

4　第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一・二　略］

三　法第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

［四・五　略］

5　［略］

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四　略］

［2・3　略］

（免許特定法人の届出）

第百九十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

［四・五　同上］

5　［同上］

（届出事項等）

第二百十一条の五十五　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

［四・五　同上］

5　［同上］

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。